

豊田市成年後見支援センターの設置について

1 設置目的

判断能力の不十分な高齢者・障がい者の権利を擁護し、支援する成年後見制度の利用促進と、円滑な制度運用ができる体制づくりを図る。

2 センター設置の背景

- ① 認知症高齢者及び精神・知的障がい者の増加。
- ② 制度自体の認知度が低く、また、申立に係る手続も親族だけでは難しい場合も多いことから、制度利用について支援する専門機関が求められている。
- ③ 地域生活において、後見人だけでは解決できない課題も多く、福祉部門を始め多くの関係機関との連携を進める必要がある。

⇒これらの現状を改善し、今後更に重要性の高まる成年後見制度の利用促進を図るために、その中枢機能を担う、豊田市成年後見支援センターを設置する。

3 センター機能と業務内容

機能	業務内容（運用手法）
相談	○本人や家族、支援者からの相談対応や、電話・窓口での制度説明 ○事案の特性や緊急性を判断し、訪問型による相談支援も実施
申立支援	○申立書類の交付及び書き方支援 ○支援の必要な申立者に対し、裁判所の受理面接に同行
関係機関等 連絡調整	○助言やケース会議開催など、後見人の総合支援の実施 ○弁護士・司法書士・社会福祉士等と連携体制を構築し、後見人候補者の調整、合同勉強会等を実施
法人後見	○基準に該当する市民に対しては、センター自身が後見人となり財産管理や諸般の契約行為等を実施
啓発	○市民向けの制度説明や相談会の開催 ○医療・介護・福祉・金融機関など、後見人が活動するうえで、関わりの深い事業者への制度周知
その他	○運営委員会（定期的に組織運営に関する調整を行う会議体）の設置 ○市民後見人の育成及び活用に向けた調査

4 実施主体及び開設時期

運営手法：豊田市社会福祉協議会への業務委託

設置場所：豊田市福祉センター内（錦町1丁目1番地1）

開設時期：平成29年7月開設を目途に調整

5 その他

問合せ：平成28年度は地域福祉課【34-6984】、平成29年度は福祉総合相談課【34-6791】